

**(精神科) 訪問看護・介護予防・(医療保険) 訪問看護
重要事項説明書**

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション わかば			
所在地	東京都練馬区富士見台 3-12-21			
連絡先	03-6913-4619			
管理者名	坂本 宏美			
サービス種類	訪問看護			
指定番号	介護保険	1362090522 号	医療保険	7299282 号
サービス提供地域	練馬区・板橋区・中野区・杉並区・西東京市			

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前 9:00 ~ 午後 6:00
土・日 ・祝日	午前 9:00 ~ 午後 6:00
定休日	なし

(3) 職員体制 (令和6年4月 現在)

職種	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	計
管理者	0名	1名	0名	0名	1名
看護師	7名	1名	3名	0名	11名
准看護師	1名	0名	0名	0名	1名
理学療法士	4名	0名	1名	0名	5名
作業療法士	0名	0名	0名	0名	0名
言語聴覚士	0名	0名	0名	0名	0名
その他	0名	0名	0名	0名	0名
事務員職員	0名	0名	1名	0名	1名

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

事業所受付	苦情・相談 窓口	(電話) 03-6913-4619 (受付時間) 午前9:00～午後6:00 (担当者) 管理者：坂本 宏美
外部苦情 申し立て機関	ご利用者がお住いの 各市区町村外部苦情窓口	別紙1 参照
	都道府県国民健康保険 団体連合会	(担当窓口) 介護福祉部 介護相談指導課 (電話) 03-6238-0177

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については各市区町村でも受付けております。

(1) 相談及び苦情の対応

相談又は苦情電話があった場合は、原則として管理者が対応する。

管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告する。

(2) 確認事項

相談対応者は以下の事項について確認を行う。

- ① 相談又は苦情のあった利用者の氏名
- ② 提供したサービスの種類、年月日及び時間
- ③ サービス提供した職員の氏名(利用者が分かる場合)
- ④ 具体的な苦情・相談内容
- ⑤ その他参考となる事項

(3) 相談及び苦情処理回答期限の説明

相談及び苦情の相手に対し、対応した職員の氏名を名乗ると共に、相談・苦情内容に対する回答期限を説明する。

(4) 相談及び苦情処理

概ね以下の手順により、相談・苦情について処理する。

- ① 管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催し、以下の内容を議論する。
サービスを提供した者からの概況説明・問題点の洗い出し、整理及び今後の改善についての検討・文書による回答案の必要性を含めた検討をする。
- ② 文書により回答を作成し、利用者に対し管理者が事情説明を直接行った上で、文書を渡す。なお作成した文書は、2年間保管する。
- ③ 利用者へ渡した文書と同様の文書を居宅介護支援事業者にも渡し、苦情又は相談の状況について報告する。
- ④ 市や国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ったことを報告する。
- ⑤ 相談及び苦情対応記録に改善点を追記し全職員に周知することで、再発の防止を図る。

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

株式会社フォーリーフクローバー（以下「事業者」といいます。）が開設する訪問看護事業所（以下「事業所」といいます。）は、介護保険法等の関係法令による訪問看護を行う訪問看護事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師及びその他の従業者（以下「看護師等」といいます。）が要介護（支援）状態にあるご利用者に対し、適正な（介護予防）訪問看護を提供することを事業の目的とします。

(2) 運営方針

1 ステーションは訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

2 ステーションは事業の運営にあたって、必要ときに必要な訪問看護の提供ができるよう努めなければならない。

3 ステーションは事業の運営にあたって、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

4 利用料金

(1) 利用料金（「介護保険」利用の場合）

◇ 介護予防訪問看護（1回につき）※負担割合については介護保険負担割合証をご確認下さい。

サービス所要時間	(単位数)	利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	303	3,454円 (3,112円)	346円 (312円)	691円 (623円)	1,037円 (934円)
30分未満	451	5,141円 (4,628円)	515円 (463円)	1,029円 (926円)	1,543円 (1,389円)
30分以上1時間未満	794	9,051円 (8,151円)	906円 (816円)	1,811円 (1,631円)	2,716円 (2,446円)
1時間以上1時間30分未満	1,090	12,426円 (11,183円)	1,243円 (1,119円)	2,486円 (2,237円)	3,728円 (3,355円)
理学療法士による 訪問の場合（20分毎に）	284	3,237円	324円	648円	972円

- 夜間（18：00～22：00）又は早朝（6：00～8：00）の場合：上記単位数の25%増
- 深夜（22：00～翌6：00）の場合：上記単位数の50%増
- 理学療法士等による訪問を1日に3回以上行なった場合：上記単位数の50%減
- 20分未満の介護予防訪問看護は、週に1回以上、20分以上のサービス提供を行った場合のみ、算定することができます。
- 准看護師が訪問した際は、（ ）内の料金になります。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

◇ 訪問看護（1回につき）※負担割合については介護保険負担割合証をご確認下さい。

サービス所要時間	(単位数)	利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
20分未満	314	3,579円 (3,226円)	358円 (323円)	716円 (646円)	1,074円 (968円)
30分未満	471	5,369円 (4,833円)	537円 (484円)	1,074円 (967円)	1,611円 (1,450円)
30分以上1時間未満	823	9,382円 (8,447円)	939円 (845円)	1,877円 (1,690円)	2,815円 (2,535円)
1時間以上1時間30分未満	1,128	12,859円 (11,571円)	1,286円 (1,158円)	2,572円 (2,315円)	3,858円 (3,472円)
理学療法士による 訪問の場合（20分毎に）	294	3,351円	336円	671円	1,006円

- 夜間（18：00～22：00）又は早朝（6：00～8：00）の場合：上記単位数の25%増
- 深夜（22：00～翌6：00）の場合：上記単位数の50%増
- 理学療法士等による訪問を1日に3回以上行なった場合：上記単位数の10%減
- 20分未満の訪問看護は、週に1回以上、20分以上のサービス提供を行った場合のみ、算定することができます。
- 准看護師が訪問した際は、（ ）内の料金になります。

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

◇ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合（1月につき）

※負担割合については介護保険負担割合証をご確認下さい。

月額包括報酬	(単位数)	利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
要介護1～4	2,961	33,755円 (33,082円)	3,376円 (3,309円)	6,751円 (6,617円)	10,127円 (9,925円)
要介護5	3,761	42,875円 (42,020円)	4,288円 (4,202円)	8,575円 (8,404円)	12,863円 (12,606円)

- 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合」とは、当事業所が定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携してサービスを行った場合に算定することができます。
- 准看護師が訪問した際は、（ ）内の料金になります。

◇ 加算・減算 項目 ※説明後、確認欄に✓を入れさせていただきます。

加算・減算項目	単位	基本料金	確認欄
医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(定期巡回・随時対応型訪問介護事業所と連携する場合)	-97単位	-1,105円	
高齢者虐待防止措置未実施減算	介護報酬総単位数に対して-1%		
1時間30分以上の(介護予防)訪問看護を行う場合	300単位	3,420円	
初回加算(Ⅰ)	350単位	3,990円	
初回加算(Ⅱ)	300単位	3,420円	
特別管理加算(Ⅰ)(1月につき)	500単位	5,700円	
特別管理加算(Ⅱ)(1月につき)	250単位	2,850円	
緊急時(介護予防)訪問看護加算(Ⅰ)(1月につき)	600単位	6,840円	
緊急時(介護予防)訪問看護加算(Ⅱ)(1月につき)	574単位	6,544円	
専門管理加算	250単位	2,850円	
遠隔死亡診断補助加算	150単位	1,710円	
ターミナルケア加算(死亡月)	2,500単位	28,500円	

複数名訪問加算 (Ⅰ)	所要時間 30 分未満の場合		254 単位	2,895 円	
	所要時間 30 分以上の場合		402 単位	4,582 円	
複数名訪問加算 (Ⅱ)	所要時間 30 分未満の場合		201 単位	2,291 円	
	所要時間 30 分以上の場合		317 単位	3,614 円	
長時間訪問看護加算			300 単位	3,420 円	
退院時共同指導加算			600 単位	6,840 円	
看護・介護職員連携強化加算			250 単位	2,850 円	
口腔連携強化加算			50 単位	570 円	
看護体制強化加算 (Ⅰ)			550 単位	6,270 円	
看護体制強化加算 (Ⅱ)			200 単位	2,280 円	
サービス提供体制 強化加算	(Ⅰ)	ステーション及び医療 機関の場合 1 回につ き	6 単位	68 円	
	(Ⅱ)		3 単位	34 円	
	指定期巡回・随時対応型訪問介 護看護事業所と連携して指定訪 問看護を行う場合 1 月につき		50 単位	570 円	

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が 1 時間以上 1 時間 30 分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに 1 時間 30 分以上になる場合、1 回につき 300 単位を所定単位数に加算する。

※加算項目の詳細についてはお気軽に説明担当者へお尋ねください。

<1 ヶ月の利用料の目安> ※介護保険負担割合が、1 割負担の利用者の場合

〇〇〇単位 × 【サービス利用回数】 × 0.1 = 合計 円 Ⓐ

↓

 円 Ⓐ + 【加算料金】 + 【保険外費用】 = 利用料金合計 円

◇ 日割り計算について (定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携する場合)

<p>【日割り計算を<u>行う</u>場合】 以下に該当する場合は、利用料金を日割りで計算します。</p>	<p>【日割り計算を<u>行わない</u>場合】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の区分変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・月途中の入・退院の場合は、日割り計算の対象外となります。(なお、月を通じて 1 か月入院される場合には、該当月における介護給付費は算定されません。)
<ul style="list-style-type: none"> ・サービス事業所の変更(当該サービスのみ) 	

・事業開始・廃止(指定有効期間開始・終了)	<p><例></p> <p>7月15日から9月15日まで入院された場合の取り扱い</p> <p>7月…日割り計算は致しません。1か月分の利用料金を請求いたします。</p> <p>8月…介護給付費の請求はございません。</p> <p>9月…日割り計算は致しません。1か月分の利用料金を請求いたします。</p>
・事業所指定効力停止の開始・解除	
・利用者の登録開始・契約解除	
・短期入所生活介護または短期入所療養介護の入・退所	
・認知症対応共同生活介護(短期利用型)、特定施設入居者生活介護(短期利用型)または地域密着型手特定施設入居者生活介護の入・退居	
・医療保険の給付対象となった期間 (特別訪問看護指示書などにより医療保険の訪問看護サービスを提供した場合には、日割り計算にて算定いたします。)	

(2) 利用料金（「医療保険」利用の場合）

◇ 訪問看護基本療養費（1日当たり）

項目			利用料金
1. 訪問看護基本療養費 I	看護師等が行う場合	週3日まで	5,550円
		週4日以降	6,550円
	准看護師が行う場合	週3日まで	5,050円
		週4日以降	6,050円
	理学療法士等が行う場合	週3日まで	5,550円
週4日以降		5,550円	
	緩和ケアまたは褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係る専門的な研修を受けた看護師が行う場合		12,850円
2. 訪問看護基本療養費 II	看護師等が行う場合 (同一日に2人)	週3日まで	5,550円
		週4日以降	6,550円
	准看護師が行う場合 (同一日に2人)	週3日まで	5,050円
		週4日以降	6,050円
	理学療法士等が行う場合 (同一日に2人)	週3日まで	5,550円
		週4日以降	5,550円
	看護師等が行う場合 (同一日に3人以上)	週3日まで	2,780円
		週4日以降	3,280円

	准看護師が行う場合 (同一日に3人以上)	週3日まで	2,530円
		週4日以降	3,030円
	理学療法士等が行う場合 (同一日に3人以上)	週3日まで	2,780円
		週4日以降	2,780円
緩和ケアまたは褥瘡ケア、人工肛門ケア、人工膀胱ケアに係る専門的な研修を受けた看護師が行う場合			12,850円
3. 訪問看護基本療養費Ⅲ			8,500円
4. 訪問看護管理療養費	月の初日の場合		7,440円
	月の2日目以降	1	3,000円
		2	2,500円

◇ 精神科訪問看護基本療養費（1日当たり）

項 目			利用料金
1. 精神科訪問看護 基本療養費Ⅰ	看護師等が行う場合	週3日まで30分以上	5,550円
		週3日まで30分未満	4,250円
		週4日以降30分以上	6,550円
		週4日以降30分未満	5,100円
	准看護師が行う場合	週3日まで30分以上	5,050円
		週3日まで30分未満	3,870円
		週4日以降30分以上	6,050円
		週4日以降30分未満	4,720円
2. 精神科訪問看護 基本療養費Ⅱ	看護師等が行う場合 (同一日に2人)	週3日まで30分以上	5,500円
		週3日まで30分未満	4,250円
		週4日以降30分以上	6,550円
		週4日以降30分未満	5,100円
	准看護師が行う場合 (同一日に2人)	週3日まで30分以上	5,050円
		週3日まで30分未満	3,870円
		週4日以降30分以上	6,050円
		週4日以降30分未満	4,720円
	看護師等が行う場合 (同一日に3人以上)	週3日まで30分以上	2,780円
		週3日まで30分未満	2,130円
		週4日以降30分以上	3,280円
		週4日以降30分未満	2,550円

	准看護師が行う場合 (同一日に3人以上)	週3日まで30分以上	2,530円
		週3日まで30分未満	1,940円
		週4日以降30分以上	3,030円
		週4日以降30分未満	2,360円
3. 精神科訪問看護基本療養費Ⅲ			8,500円

◇ 加算・減算 項目 ※説明後、確認欄に✓を入れさせていただきます。

加算項目	利用料金	確認欄
1. 24時間対応体制加算(イ)	6,800円	
2. 24時間対応体制加算(ロ)	6,520円	
3. 訪問看護医療DX情報活用加算 (1月につき)	50円	
4. 緊急訪問看護加算 (1日につき)(14日目まで)	2,650円	
5. 緊急訪問看護加算 (1日につき)(15日目以降)	2,000円	
6. 訪問看護ターミナルケア 療養費(Ⅰ)	25,000円	
7. 訪問看護ターミナルケア 療養費(Ⅱ)	10,000円	
8. 特別管理加算	2,500円	
9. 特別管理加算 (別に厚生労働大臣が定める 状態にあるご利用者)	5,000円	
10. 訪問看護情報提供療養費(Ⅰ) (1月につき)	1,500円	
11. 訪問看護情報提供療養費(Ⅱ) (1月につき)	1,500円	
12. 訪問看護情報提供療養費(Ⅲ) (1月につき)	1,500円	
13. 在宅患者緊急時など カンファレンス加算	2,000円	
14. 長時間訪問看護加算	5,200円	

15. 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき)	2,500円	
16. 退院時共同指導加算	8,000円	
17. 退院支援指導加算	6,000円	
18. 乳幼児加算(1日につき)	1,500円	
19. 幼児加算(1日につき)	1,300円	
20. 幼児加算(1日につき) (別に厚生労働大臣が定める 状態にあるご利用者)	1,800円	
21. 在宅患者連携指導加算	3,000円	
22. 精神科重症患者支援管理連携 加算(精神科在宅患者支援管理料2のイ を算定する利用者)	8,400円	
23. 精神科重症患者支援管理連携 加算(精神科在宅患者支援管理料2のロ を算定する利用者)	5,800円	
24. 早朝・夜間訪問看護加算	2,100円	
25. 深夜訪問看護加算	4,200円	
26. 特別管理指導加算	2,000円	
27. 訪問看護ベースアップ利用料(Ⅰ) (1月につき)	780円	
28. 訪問看護ベースアップ利用料(Ⅱ) (1月につき)	(イ) 10円 (ロ) 20円 (ハ) 30円 (ニ) 40円 (ホ) 50円 (ヘ) 60円 (ト) 70円 (チ) 80円 (リ) 90円 (ヌ) 100円	

	(ル)	150円	
	(ヲ)	200円	
	(ワ)	250円	
	(カ)	300円	
	(ヨ)	350円	
	(タ)	400円	
	(シ)	450円	
	(ソ)	500円	

29. 複数名訪問看護加算（1週間につき）			
職種	訪問回数	利用料金	確認欄
看護師等 ／看護師等	週1回まで	(1) 同一建物内1人 4,500円	
		(2) 同一建物内2人 4,500円	
		(3) 同一建物内3人以上 4,000円	
看護師等 ／准看護師	週1回まで	(1) 同一建物内1人 3,800円	
		(2) 同一建物内2人 3,800円	
		(3) 同一建物内3人以上 3,400円	
看護師等 ／看護補助者	週3回まで 1日1回	(1) 同一建物内1人 3,000円	
		(2) 同一建物内2人 3,000円	
		(3) 同一建物内3人以上 2,700円	
	週3回まで 1日2回	(1) 同一建物内1人 6,000円	
		(2) 同一建物内2人 6,000円	
		(3) 同一建物内3人以上 5,400円	
週3回まで 1日3回以上	(1) 同一建物内1人 10,000円		
	(2) 同一建物内2人 10,000円		
	(3) 同一建物内3人以上 9,000円		

30. 複数名精神科訪問看護加算（1週間につき）

職種	訪問回数	利用料金	確認欄
看護師等 ／看護師等	1日1回	(1)同一建物内1人 4,500円 (2)同一建物内2人 4,500円 (3)同一建物内3人以上 4,000円	
	1日2回	(1)同一建物内1人 9,000円 (2)同一建物内2人 9,000円 (3)同一建物内3人以上 8,100円	
	1日3回 以上	(1)同一建物内1人 14,500円 (2)同一建物内2人 14,500円 (3)同一建物内3人以上 13,000円	
看護師等 ／准看護師	1日1回	(1)同一建物内1人 3,800円 (2)同一建物内2人 3,800円 (3)同一建物内3人以上 3,400円	
	1日2回	(1)同一建物内1人 7,600円 (2)同一建物内2人 7,600円 (3)同一建物内3人以上 6,800円	
	1日3回 以上	(1)同一建物内1人 12,400円 (2)同一建物内2人 12,400円 (3)同一建物内3人以上 11,200円	
看護師等 ／看護補助者	週1回まで	(1)同一建物内1人 3,000円 (2)同一建物内2人 3,000円 (3)同一建物内3人以上 2,700円	

加算項目	利用料金	確認欄
28. 難病等複数回訪問加算 (1日2回)	(1)同一建物内1人 4,500円	
	(2)同一建物内2人 4,500円	
	(3)同一建物内3人以上 4,000円	
29. 難病等複数回訪問加算 (1日3回)	(1)同一建物内1人 8,000円	
	(2)同一建物内2人 8,000円	
	(3)同一建物内3人以上 7,200円	

※加算項目の詳細についてはお気軽に説明担当者へお尋ねください。

<1回の利用料の目安> ※医療保険負担割合が1割負担で、看護師が訪問した場合 ※10円未満は四捨五入。

1回目：基本療養費(5,500円) + 管理療養費(7,440円) × 0.1 = 合計 1,290円 (A) 円

2回目以降：基本療養費(5,500円) + 管理療養費(3,000円) × 0.1 = 合計 850円 (B) 円

↓

<1ヶ月の利用料の目安>

(A) 円 + ((B) 円 × (訪問回数-1)) + 【加算料金】 + 【保険外費用】 = 利用料金合計 _____ 円

◇負担割合について(例)

医療保険 種類	負担割合	
国民健康保険	70歳未満	3割
	70歳以上 75歳未満	2割
	75歳以上	1割
社会保険	3割	

◇自己負担限度額えについて(例)

【70歳未満の方】

所得区分	負担割合
区分ア	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 0.01
区分イ	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 0.01
区分ウ	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 0.01
区分エ	57,600円
区分オ	35,400円

【70歳以上75歳未満の方】

所得区分	負担割合
現役並み所得者	57,600円
一般所得者	18,000円
低所得者Ⅱ	8,000円
低所得者Ⅰ	8,000円

【75歳以上の方】

所得区分	負担割合
現役並み所得者Ⅲ	252,600円＋（総医療費－842,000円）×0.01
現役並み所得者Ⅱ	167,400円＋（総医療費－558,000円）×0.01
現役並み所得者Ⅰ	80,100円＋（総医療費－267,000円）×0.01
一般所得者	18,000円
低所得者Ⅱ	8,000円
低所得者Ⅰ	8,000円

◇加算に関する同意の有無

ご利用者は、各種加算について、確認欄にレ点があることで、同意とさせていただきます。

(3) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者の負担になります。

複写物	1枚につき	10円
-----	-------	-----

(4) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費（自動車使用）	1kmにつき	20円
〃（公共交通機関使用）	実費	

(5) 死後の処置料金

死後の処置(エンゼルケア)をご希望の場合、下記の処置料金をいただきます。

死後の処置料金	1回につき	20,000円（税込）
---------	-------	-------------

- 夜間（18：00～22：00）又は早朝（6：00～8：00）の場合：上記単位数の25%増
- 深夜（22：00～翌6：00）の場合：上記単位数の50%増

(6) キャンセル料金

① ご利用日の前営業日の18時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の18時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の10%

ご利用者のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(7) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月末日までにあらかじめ指定された方法でお支払ください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

(精神科)訪問看護計画作成、もしくは介護予防訪問看護計画書と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画等の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1ヶ月までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

・ご利用者が介護保険施設に入所した場合

・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合

※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。

・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者やご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者は即座に契約を解約することができます。

・ご利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの内容を変更し、対応させていただく場合があります。
- ・訪問看護サービスのご利用中に体調が悪くなった場合は、サービス内容を変更、場合によっては、救急対応する場合があります。その場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者に、他のご利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。感染症の内容によっては、一時的なサービスの内容の変更、特別な対応・対策をさせていただく場合があります。

6 守秘義務・個人情報の保護

- ① 事業所は、訪問看護を実施するうえで知りえた、ご利用者又はご家族などに関する事項については、ご利用者又は第三者の生命、身体などに危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて第三者に提供しません。
- ② 事業所は、その業務に係る看護師等に対して、その業務に従事する際には、正当な理由がなく業務上知り得たご利用者またはご家族等の情報を第三者に提供してはならない旨の書面を取り交わすなど、必要な措置を講じます。
- ③ 事業所は、従事者であったものに、業務上知り得たご利用者またはご家族等の秘密を保持させるために、従事者で亡くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨の書面を取り交わすなど、必要な措置を講じます。
- ④ 事業所は、サービス担当者会議や介護支援専門員および他の居宅サービス事業所などとの連絡調整において、個人情報を関係者へ提供することが必要である場合は、あらかじめご利用者及およびご家族等に対して、情報提供の目的と、情報を提供する関係者に関する事項を説明し、書面にて同意を得ます。

7 教育・研修体制

事業所は、看護師等に対し、その知識及び技能の向上を目的として、定期的な教育と研修の機会及び内容を以下のように設けています。

- ① 入社時研修 採用後1か月以内
- ② 継続研修 年10回

【研修内容】

- ① 看護師等として専門的な業務について。
- ② 高齢者虐待法などの他法制度について。
- ③ そのほか、訪問看護の実施のために必要な事項について。

8 衛生管理等

- ①事業所は、看護師等の清潔の保持、及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ②事業所の設備、及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- ③事業所は、事業所内外において、感染症の発生、及び蔓延防止のため、次の措置を講ずるものとします。

(1) 感染症の発生、及び蔓延防止のための対策を検討する委員会の開催。また結果について、看護師等への周知徹底

(2) 感染症の予防、および蔓延防止のための指針の整備

(3) 感染症の発生、及び蔓延防止を啓発・普及するための訪問介護員等に対する研修や訓練の実施

④事業所は、感染症が発生した場合、直ちに対応策を講じ、関連法令や規則に基づき、適切な行政機関へ報告するものとします。

9 虐待防止のための措置

① 事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待などの防止のため次の措置を講ずるものとします。

(1) 虐待防止委員会の開催

(2) 高齢者虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施

(4) ご利用者、及びそのご家族からの苦情処理体制の整備

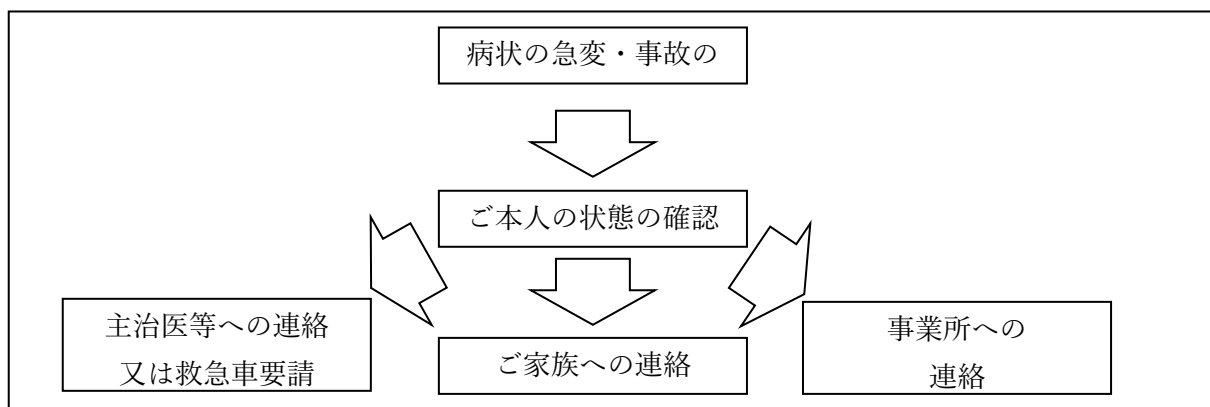
(5) 虐待防止に関する責任者として管理者、もしくは管理者にて担当者を選定

(6) その他、虐待防止のために必要な措置

② 事業者は、ご利用者の人権を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待を受けている恐れがある場合には直ちに防止策を講じ市区町村へ報告するものとします。

10 緊急時・事故発生時の対応

事業所は、訪問看護の実施により、病状の急変及び事故が発生した場合には、速やかにご利用者の主治医及びご家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。



① 緊急事態・事故発生後の対応

- (1) 事故の状況、原因の明確化
- (2) 責任の所在と内容の明確化
- (3) 必要に応じ損害賠償の手続き
- (4) 必要に応じ市区町村への報告
- (5) 居宅介護支援事業所への報告

② 再発防止への対応

- (1) 事故発生 の 要因 の 分析
- (2) 具体的な防止策の検討・立案
- (3) 事業所従事者への周知と再発防止策の実施支持

③ 損害賠償責任

事業所はご利用者に対する訪問看護の提供により、万が一事故が発生し、ご利用者に損害が発生した場合には、速やかに市区町村、ご利用者のご家族に等に連絡を取り、必要な措置を講じるとともに郷事業所に帰すべき事由による時は損害を賠償します。また下記の損害賠償保険に加入しております。

保険会社名	一般社団法人全国訪問看護事業所協会
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
保障の概要	利用者などの第三者に身体障害を与え、または財物を滅失・破損もしくは汚損した場合に、被保険者が、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。 見舞金、初期対応費用、人格権侵害による賠償損害等も補償の対象となります。

1.1 身分証の携行

看護師等は、常に身分証を携帯し、初回訪問及びご利用者又はご利用者の家族から提示を求められたときは、いつもでも身分証を提示します。

1.2 記録

- 1 事業者は、訪問看護等の提供に関する記録を作成し、この契約終了から5年間保存いたします。
- 2 ご利用者は、事業者に対し、前項の記録の閲覧または謄写を求めることができます。ただし、当社に於する費用はご利用者の負担とします。

1 3 ご協力いただきたい事項

ご利用者及びご家族は、以下の事項についてご理解していただき、当事業所が行う訪問看護の提供にご協力ください。

- ① ご利用者の疾患及び心身の状態などの事項は(精神科)訪問看護計画を作成するうえで重要な情報です。詳細にお知らせいただき、看護師等が行う状況把握にご協力ください。
- ② ご利用者の急激な体調の変化などの事項は訪問看護を行う上で、重要な情報です。速やかに、かつ詳細にお知らせください。
- ③ 他のご利用者に体調の急変があった際、訪問日時を変更させていただく場合がございます。あらかじめ、ご理解とご協力をお願いいたします。
- ④ ご利用者のお宅の鍵をお預かりする際には、鍵預かり証を取り交わします。
- ⑤ 物品などの破損が、自然または老朽化により発生した場合には、その損害に関する賠償責任は認められません。
- ⑥ 看護師等の個人の電話番号や住所は、お知らせできませんので、あらかじめご了承ください。
- ⑦ 看護師等への工作中的の茶菓子、お礼は固くお断りしております。ご理解いただけますようお願い申し上げます。
- ⑧ サービス内容の変更に関しては、事業所管理者にご相談ください。

1 4 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無
実施した直近の年月日	
実施した評価期間の名称	
評価結果の開示状況	

【 会社の概要 】

社 名 株式会社フォーリーフクローバー
資本金 3, 0 0 0, 0 0 0 円
社員数 9 名 (契約社員含む)
設 立 H 2 9 年 4 月
所在地 東京都練馬区富士見台 3-1 2-2 1
代表者 坂本 大輔

【 事業内容 】

- ・訪問看護
- ・居宅介護支援事業所 (休止中)
- ・訪問介護

別紙 1

名称	所在地	電話番号	担当地区
第2育秀苑	羽沢 2-8-16	03-5912-0523	旭丘、小竹町、栄町
桜台	桜台 1-22-9	03-5946-2311	桜台
豊玉	豊玉南 3-9-13	03-3993-1450	豊玉中、豊玉南
練馬	練馬 2-24-3	03-5984-1706	練馬
練馬区役所	豊玉北 6-12-1	03-5946-2544	豊玉上、豊玉北
中村橋	貫井 1-9-1	03-3577-8815	貫井、向山
中村かしわ	中村 2-25-3	03-5848-6177	中村、中村南、中村北
北町	北町 2-26-1	03-3937-5577	錦、北町 1~5・8、平和台
北町はるのひ	北町 6-35-7	03-5399-5347	冰川台、早宮、北町 6・7
田柄	田柄 4-12-10	03-3825-2590	田柄 1~4、光が丘 1
練馬高松園	高松 2-9-3	03-3926-7871	春日町、高松 1~3
光が丘	光が丘 2-9-6	03-5968-4035	光が丘 2・4~6、旭町・高松 5(13~24番)
光が丘南	光が丘 3-3-1-103	03-6904-0312	高松 4・5(1~12番)、田柄 5・光が丘 3・7
第3育秀苑	土支田 1-31-5	03-6904-0192	土支田 1~4、高松 6
練馬ゆめの木	大泉町 2-17-1	03-3923-0269	谷原、高野台 3~5、三原台、石神井町 2
高野台	高野台 1-7-29	03-5372-6300	富士見台、高野台 1・2、南田中 1~3
石神井	石神井町 3-30-26	03-5923-1250	石神井町 1・3~8、石神井台 1・3
フローラ石神井公園	下石神井 3-6-13	03-3996-0330	南田中 4・5、下石神井
第二光陽苑	関町北 5-7-22	03-5991-9919	石神井台 2・5~8、関町東 2、関町北 4・5
関町	関町南 4-9-28	03-3928-5222	関町北 1~3、関町南 2~4、立野町
上石神井	上石神井 1-6-16	03-3928-8621	上石神井、関町東 1、関町南 1、上石神井南町、石神井台 4
やすらぎミラージュ	大泉町 4-24-7	03-5905-1190	大泉町 1~4
大泉北	大泉学園町 4-21-1	03-3924-2006	大泉学園 4~9
大泉学園	大泉学園町 2-20-21	03-5933-5556	大泉学園町 1~3、大泉町 5・6、東大泉 3 (52~55番, 58~66番)
南大泉	南大泉 5-26-19	03-3923-5556	西大泉、西大泉町、南大泉 5・6
大泉	東大泉 1-29-1	03-5387-2751	東大泉 1・2、東大泉 3 (1~51番、56~57番)、東大泉 4~6
やすらぎシティ	東大泉 7-27-49	03-5935-8321	東大泉 7、南大泉 1~4

個人情報の保護に関する同意書

訪問看護ステーション わかば 様

私（利用者及び家族）の個人情報については、下記の必要最小限の範囲で使用する
ことを同意します。

記

1. 個人情報の使用目的

- (1) (介護予防) 訪問看護サービスの提供を受けるに当たって、担当職員と地域包括支援センター及び(介護予防)居宅サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- (2) 上記(1)ほか、居宅介護支援事業所又は介護予防サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
- (3) 現に(介護予防)訪問看護サービスの提供を受けている場合で、私が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで医師・看護師等に説明する場合

2. 個人情報を提供する事業所

- (1) (介護予防) サービス提供計画に掲載されている地域包括支援センター及び(介護予防)居宅サービス事業者
- (2) 受託した居宅介護支援事業所
- (3) 病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することとなった場合）
- (4) サービスの提供に関する事以外で、以下のとおり必要がある場合
医療保険・介護保険請求事務、保険者への相談・届出、照会、照会の回答、
会計・経理損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
※学生等の実習・研修協力（事前に確認し、私の同意を得る）

3 使用する期間

サービスの提供を受けている期間

4. 使用する条件

(1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては関係者 以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払う。

(2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録する。

5. 個人情報の保護

収集した私の個人情報は、保存方法、保存期間及び破棄処分については、適用される法律のもとに処分すること。

以上